

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」（様式1）

(2) 「市民企画事業実施計画書」（様式2）

(3) 「市民企画事業収支計画書」（様式3）

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」（様式4）により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画

事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との

情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第 17 条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 9 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門
		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	①市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する公益的な事業 ②将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左
	実施する事業の要件	1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 当該年度において、市、国や地方自治体及びそれらの外郭団体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。	1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	①1件当たり対象事業費の10／10以内 上限10万円	①1件当たり対象事業費の1／2以内 又は100万円のいずれか低い額 ②2回目以降対象事業費の1／3以内 又は前回交付決定額の80％いずれか低い額 ただし、事業の性質上市長が特に認めた場合は①とする。
	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考		同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。